

広島県小学校教育研究会健康教育部会会則

(名称)

第 1 条 本会は、広島県小学校教育研究会健康教育部会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領の法令に則して自主的・創造的な保健教育・安全教育・食育の研究を行い、本県小学校教職員の資質の向上と健康教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会・講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(組織)

第 4 条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成し、各郡市に支部をおき、教育事務所毎に輪番制で事業を行う。教育事務所毎に研究大会実行委員会をおくものとする。なお、本会の所在地は、部会長所属校とする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 2 名
- (3) 理事 各地区 1 名
- (4) 監査 2 名
- (5) 事務局 若干名

2 部会長、副部会長は校長の職にあるものとする。理事は、校長または教頭の職にあるものとする。監査は理事の中から互選とする。

3 事務局は、部会長が委嘱する。

(役員職務)

第 6 条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務に参画する。
- (4) 監査は、会計を監査する。
- (5) 事務局は、部会長、副部会長を補佐し、庶務等を掌る。

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、研究大会を運営する教育事務所より選出する。
- (2) 副部会長は、研究大会を運営する教育事務所から 1 名、次年度運営する教育事務所から 1 名選出する。
- (3) 理事は、郡市別に 1 名を選出する。
- (4) 監査は、理事会において、前年度研究大会を運営した教育事務所から 1 名、次年度運営する教育事務所から 1 名選出する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、1 年とする。但し、欠員または増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者は就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(会議)

第 9 条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、役員会・理事会を招集する。

- 2 理事会は、部会長・副部会長・理事で構成する。
- 3 役員会は、部会長・副部会長・事務局で構成する。
- 4 理事会においては次のことを審議決定する。
 - (1) 事業計画及び報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他、必要な事項に関すること。

(事務局)

第 10 条 事務局に関わる役員は部会長が委嘱する。

- 2 事務局の構成は、校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭等とし、原則として、研究大会を運営する教育事務所管内から 5～7 名程度、次年度運営する教育事務所管内から 5～6 名程度とする。

(研究大会実行委員会)

第 11 条 部会長は、研究大会開催のため、運営等について必要な場合は、実行委員会を開催する。

- 2 実行委員は、部会長が委嘱する。

(会計)

第 12 条 本会の運営経費は、会費・その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の事業（会計）年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会則の改正)

第13条 この改正は、理事会の3分の2以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は、理事会で協議する。

付則	この会則は平成13年	4月	1日から施行する。
	この会則は平成16年	4月	1日から施行する。
	この会則は平成17年	2月23日	から施行する。
	この会則は平成18年	2月22日	から施行する。
	この会則が平成18年	6月27日	から施行する。
	この会則は平成22年	4月19日	から施行する。
	この会則は平成23年	6月27日	から施行する。
	この会則は平成24年	2月20日	から施行する。
	この会則は平成29年	4月	1日から施行する。
	この会則は平成30年	4月	1日から施行する。
	この会則は平成31年	4月	1日から施行する。